

恵庭市小中一貫教育を
進めるために

恵庭市小中一貫教育基本方針

概要版 案

令和8年 月

恵庭市教育委員会

恵庭市小中一貫教育を進めるために（恵庭市小中一貫教育基本方針）（概要）①

小中一貫教育の定義

小中連携教育 ⇒ 小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育 ⇒ 小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が目指す子ども像を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育

小中一貫教育が求められる背景・理由

（1）義務教育の目的・目標の創設

- 平成17年に「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」で新たな義務教育の姿が提示され、その後、教育基本法、学校教育法が改正
- 平成20年告示の小（中）学校学習指導要領の巻末に中（小）学校指導要領の全文が掲載（平成29年告示時も同様の対応）

（2）教育内容や学習活動の量的・質的充実

- 平成29年の学習指導要領解説・総則編において、義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校では義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成するなど、学校段階間の接続が明記

（3）発達の早期化等に関わる現象

- 思春期の到来時期の早期化など、小学校高学年段階における身体的発達をはじめ生徒指導面、学習面における課題が指摘

（4）いわゆる「中1ギャップ」

- 不登校児童生徒数、いじめの認知件数、暴力行為の加害児童生徒数等の増加や学習面における課題など、小・中学校の環境等の違いにより、不適応を起こす現象への対応が必要
- 小学校6年生と中学校1年生の接続にとどまらず、義務教育9年間全体での取組の充実が重要

（5）社会性育成機能の強化の必要性

- 家庭をめぐる状況の変化等から、多様な異学年交流の活発化など、集団教育の場である学校の役割への期待が増大

（6）学校現場の課題の多様化・複雑化

- 一人一人の教職員や学校単位の努力だけでは十分な対応が困難な課題の解決に向け、中学校区単位での取組を充実させる延長上に小中一貫教育を導入

小中一貫教育の成果と課題

成 果

- 授業が理解できると答える児童生徒が増えた
- 児童生徒の学習規律・生活規律の定着が進んだ
- 児童生徒の学校生活への満足度が高まった
- 中学校への進学に不安を感じる児童が減少し、「中1ギャップ」が緩和された
- 小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった
- 小・中学校の教職員の指導方法の改善意欲が高まった
- 保護者や地域との協働関係が強化された 等

課 題

- 9年間の系統性に配慮した指導計画の作成や教材の開発が必要
- 年間行事予定の調整・共有化が必要
- 児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮が必要
- 小・中学校の教職員間での打合せ時間の確保
- 小・中学校合同の研修時間の確保
- 教職員の多忙感・負担感の解消
- 小学校が複数ある場合の取組の差の解消 等

本市における小中連携教育の取組

- 平成28年度から「恵庭市小中連携教育推進委員会」を設置し、「小中連携教育推進 Project」を組織
- 年3回、企画推進・連携推進担当者合同会議を開催するとともに、各中学校区ごとに「高学年・中1委員会」「学力向上委員会」「特別支援委員会」等、7つの委員会で具体的な取組を推進
- 恵教研と連携した小中交流会を毎年実施 等

本市における教育課題

- 学習面で小学校中学年段階でつまづいている児童
- 授業以外の学習の時間が全国と比べて短い傾向
- 学習規律や規範意識の指導が交流にとどまっている
- 不登校児童生徒が増加傾向。中2、中3でも増加
- 義務教育終了時の子どもの姿がイメージされていない
- 学校により、地域学校協働活動の取組に差 等

小中連携教育から小中一貫教育への移行

- 9年間の目指す子ども像の設定共有（15歳の姿）
- 9年間を見通した教育課程の編成
- 児童生徒が交流したり、一緒に学んだりする場の創出
- 相手校種の教育課程への理解促進に基づく教職員の力量向上
- 中学校区を単位とする、家庭や地域と連携した教育環境づくり

恵庭市小中一貫教育を進めるために（恵庭市小中一貫教育基本方針）（概 要）②

恵庭市学校教育基本方針

教 育 理 念

恵庭市教育委員会では、これからの恵庭市における学校教育の推進をめざし、「ふるさと」である恵庭をはじめ北海道や我が国を愛する心を基盤とした「知育」「徳育」「体育」を学校教育の中核とし、恵庭市学校教育基本方針において、教育の基本理念を次のとおり定めています。

ふるさとに生き 夢と志をいだき 心豊かに たくましく伸びる 子どもの育成

めざす子ども像

教育理念を構成する要素（ふるさと、知育、徳育、体育）から、これからのふるさとを担う人材の育成について、めざす子ども像として次の通り設定されています。

1 ふるさとに学び、ふるさとに生きる子ども

2 夢と志をいだき、自ら進んで学ぶ子ども

3 優しい心を持ち、共に生きる子ども

4 たくましい心と体で、生き生きと活動する子ども

恵庭市小中一貫教育基本方針

小中一貫教育の目標

小学校及び中学校が目標を共有し、義務教育の9年間を一体的に捉えた系統性・連続性のある教育活動を展開するとともに、家庭・地域と連携した教育環境の構築を通じて、学力・体力の向上や生徒指導上の諸問題の解決等を図り、恵庭市学校教育基本方針に示された教育理念及びめざす子ども像の実現に資する。

小中一貫教育の基本方針と 具体の取組例

基本方針1

中学校区での教育目標等の設定・共有

- ・目指す子ども像の設定・共有
- ・各種調査、諸検査等の結果の分析、共有、課題の明確化
- ・各学校における学校経営方針及びグランドデザインへの位置付け

基本方針2

義務教育9年間を見通した一貫した指導の展開

- ・9年間を見通した教育課程の編成や教科における重点指導内容の設定
- ・学習規律や生活規律などにおける発達の段階を踏まえた一貫性のある指導
- ・ICT等の系統的な活用
- ・不登校児童生徒への対応の強化
- ・特別な教育的配慮を要する児童生徒への支援の充実

基本方針3

子ども同士や教職員間の交流と協働

- ・相互乗り入れ指導や専科指導の充実
- ・相互授業参観や合同授業研究、校内研修等の実施
- ・中学校への体験入学等や多様な異学年交流の設定

基本方針4

中学校区を基本とした豊かな教育環境づくり

- ・PTA 活動の小中学校間の連携・接続
- ・学校運営協議会、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等の充実
- ・小中一貫教育に係る地域への情報発信

恵庭市小中一貫教育を進めるために（恵庭市小中一貫教育基本方針）（概要）③

恵庭市小中一貫教育検討会議における検討

- 各中学校とも、当面、学校規模等を考えると小中連携教育推進プロジェクトをベースにしながら、施設分離型の小中一貫教育とすることが望ましい。
- 恵北中学校区では、児童生徒数の推移や様々な条件を考慮しながら、将来的には義務教育学校を設置することについても継続して検討が必要。
- 松恵小学校については、引き続き推移を把握しつつ、在り方についての検討が必要。

本市における小中一貫教育の推進体制

小学校併設型 中学校	中学校併設型小学校		推進基盤
	施設隣接型	施設分離型	
恵庭中学校	柏小学校	恵庭小学校※ 和光小学校※	恵庭中・恵明中学校区小中一貫教育推進プロジェクト
恵明中学校		恵庭小学校※ 和光小学校※	
恵北中学校		島松小学校 松恵小学校	恵北中学校区小中一貫教育推進プロジェクト
柏陽中学校		若草小学校	柏陽中学校区小中一貫教育推進プロジェクト
恵み野中学校		恵み野小学校 恵み野旭小学校	恵み野中学校区小中一貫教育推進プロジェクト

小中一貫教育推進のスケジュール

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
	連携教育	移行期間	運用開始
学校（各）プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○小中連携教育の充実 ○小中一貫教育についての教職員の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○各プロジェクトにおける推進組織の確立と具体的取組の検討 ○各プロジェクトで義務教育9年間の目指す子ども像を設定・共有 ○各プロジェクトにおける目指す子ども像を位置付けた「小中一貫教育グランドデザイン」の策定 ○各教科等の年間指導計画の接続・作成 <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画の接続と全教職員での共有、・教科系統表による重点化、共有化と系統性の明確化 ○相互乗り入れ授業・学習の計画的な実施 ○生活習慣や学習規律、家庭学習の進め方など、統一的な指導の接続 ○各プロジェクトにおける各委員会の活動内容の精査 ■恵庭市教育研究協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・教科系統表の作成及び学校への提供、・小中交流会の内容の見直し、検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における「学校経営計画」への小中一貫教育の位置付け及び検証・改善サイクルの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・校長が作成する学校経営方針の工夫、共通項目の設定など学校評価の工夫 ・研究主題や研究内容等の工夫 ○新学習指導要領を踏まえた教育課程の改善 ○各プロジェクトにおける児童生徒、地域の実情に応じた特色ある教育活動の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・学び方に関わる指導の工夫 ・異学年交流や地域とともに創りあげる教育活動の計画的な実施 ・特別支援教育における指導の工夫 ・生徒指導上の諸課題への協働した対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○恵庭市小中一貫教育検討会議の開催 ○恵庭市小中一貫教育基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○恵庭市小中一貫教育推進委員会設置要綱等の策定 ○教育委員会規則等の改正 ○市広報誌等を用いた市民への啓発活動 ○指導主事等による個別の学校への支援 ○地域学校協働活動の推進 ○恵庭市教育研究協議会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫教育の実施・改善のための支援体制に係る研究・整備 ○児童生徒の学力・体力、生徒指導等の状況に係る分析及び施策の立案・実施 ○必要に応じた教育環境整備についての検討

小中一貫教育の推進組織

